

6 香南市監査委員告示 9 号

令和 6 年 10 月 15 日付で提出された地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。) 第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求について監査した結果を、法第 242 条第 5 項の規定により次のとおり公表する。

令和 6 年 12 月 19 日

香南市監査委員	有 岡 正 博
同	安 岡 敬 子
同	中 屋 和 彦

## 第1 請求書の受理

請求人

<略>

本件請求は、令和6年10月15日に提出され、法の所定の形式要件を具備しているものと認め、同日付でこれを受理した。

請求人から提出された事実証明書

- ・南海トラフ地震対策セミナーに関する行事案内
- ・香南市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例
- ・香南市消防団規程
- ・香南市消防団規則

## 第2 請求の内容

措置請求書に記載されている事項、請求人が提出した証拠書面及び陳述の内容を勘案して、主張事実、措置要求及び理由を次のように解した。

### 1 主張事実

令和6年5月12日に開催された南海トラフ地震対策セミナー（以下、「セミナー」という。）に、香南市消防職員が消防団員136名を招集参加させ、出勤報酬として、令和6年6月27日に総額761,600円を支給した。

### 2 措置要求

セミナーに参加した消防団員への出勤報酬が、条例等に規定のない違法な公金支出であることの認定を求める。

また、市は、違法な公金支出の背景と原因の検証を行い、検証結果と共に、違法な公金支出の行為を是正するために必要な、具体的な措置を公表することを求める。

### 3 請求の理由

法第203条の2第5項の規定により、消防団員を出勤させたことに対し報酬を支払うには、条例上の根拠が必要となる。報酬については香南市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（以下、「消防団員条例」という。）第12条第8項で規定されているが、「訓練の場合」「会議の場合」のどちらにも該当しない。

「会議」とは、「関係者が集まって、大事な議題に関する意見を出し合い、相談したり、意思決定を行ったりする場」であり、また、香南市消防団規程

(以下、「消防団規程」という。)第4条に会議の内容が規定されているため、セミナーは「会議」には該当しない。

そして、訓練については、同規程第6条で「本部会で実施する訓練等については、本部会及び分団長会で協議の上実施要領を作成し実施する」と規定されており、セミナーは「訓練」にも該当しない。

よって、セミナーへ参加した消防団員への出動報酬は違法な公金支出であり、香南市が損害を被っている。

### 第3 監査の実施

監査に当たっては、関係書類の収集及び事実関係の調査を行ったほか、関係機関からその内容について説明を聴取した。

#### 1 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づき、令和6年11月6日に請求の要旨に係る補足事項について、請求人から陳述を受けた。

また、新たな証拠書類の提出があった。

請求人から提出された証拠の書類

- ・こうなん市議会だよりNo.72
- ・こうなん市議会だよりNo.73
- ・香南市議会6月定例会議事録の写し
- ・香南市議会9月定例会議事録の写し
- ・住民監査請求に関する判例の写し

#### 2 関係職員からの陳述、事情聴取及び資料の提出

令和6年11月6日に関係職員から陳述を受けた。

また、法第199条第8項の規定に基づき、消防本部に対し関係書類の提出を求め、令和6年11月21日に関係職員から事情を聴取した。

#### 3 監査対象事項

令和6年5月12日に開催されたセミナーに出動した消防団員への出動報酬について、消防団員条例に基づかない支払いをした事実があるかどうかを監査対象とした。

#### 4 監査対象機関

消防本部を監査対象とした。

#### 第4 監査委員の判断

請求人は、消防団員に支払ったセミナー参加に対する出勤報酬は、消防団員条例第12条第8項に規定している「災害の場合」「警戒の場合」「訓練の場合」「会議の場合」に該当せず、消防団規程第4条に規定する「会議」と同規程第6条に規定する「訓練」にも該当しないため、違法な公金支出であると主張している。

請求人の主張に対して次のとおり確認及び判断をした。

##### 1 セミナーの内容について

セミナーは、災害への危機管理対応・防災教育のあり方等について研究し、地域での防災活動を全国各地で展開している東京大学大学院の特任教授を、香南市防災対策課が講師として招き、講演を依頼したもので、南海トラフ地震に対する自助・共助・公助などの備え等について学ぶことを目的として開催している。

##### 2 消防団員がセミナー参加に至った経緯について

消防職員は、防災対策課から消防団員の参加依頼を口頭で受け、その後開催した消防団本部会に防災対策課が出席し、改めてセミナーの参加依頼を受けた。その場で団長から本部会出席者に対して、消防団員研修として参加の呼びかけをし、消防本部会終了後、消防本部から全団員に対して消防団員研修としての出務依頼をメールで連絡している。

##### 3 消防団員のセミナーへの出務根拠と必要性について

消防組織法第18条第3項で「消防本部を置く市町村においては、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動するものとし、消防長又は消防署長の命令があるときは、その区域外においても行動することができる。」と規定されており、香南市事務決裁規程第25条第8号では「消防団の育成及び団員の訓練礼式の指導」として消防長の専決事項を規定しているため、消防職員から消防団員への出務依頼は法令に沿ったものである。

消防職員は陳述の中で、セミナーへの参加は「地域防災力の要である消防団員研修として出務要請をしている」と述べている。防災力向上のために消防団員がセミナーに参加することは、消防団活動を行うために必要な業務である。

#### 4 セミナーは消防団員条例第12条第8項に該当しないのか

請求人は、陳述及び提出された事実証明書のなかで、国語辞典・辞書で説明されている「会議」の意味をもって、該当しないと主張している。

しかし、立法において、それに用いられる字句を、国語辞典等で定義され、固定された意味のみをもつものと限定して立法が行われるということはおよそ考えにくく（そもそも、同定義された意味自体変容しうるものである。）、立法時に存した立法事実や制度枠組み等のすべてが集約された上で、成文の字句が完成し議決されているものというべきであり、したがって、成文の字句に対し解釈を行い適用していくということが不可避である。本件においても、消防団のすべての活動を細分化して遺漏なく限定列挙するということは到底困難であり、同条項に規定する「会議」とは、あくまで例示であり、それと同等のものを含むと解さなければならない。その上で、消防団の存在目的並びに社会から求められる活動内容及び活動範囲等から消防団員に求められる活動について、「会議」に含めうるものをこれに該当するものと取り扱うことは、必要性及び相当性を肯定しうる場合には法の規定を逸脱したものということとはできない。消防団はその意思決定のため消防団規程第4条の「会議」を開くこととなっており、これが請求人のいう「会議」にまさに該当するということはそのとおりであるが、多数人が参加する団体であるから、取扱いの変更など、消防団活動に関する教養を団員に行き渡らせるべきことが社会からも望まれ、そのような活動がなされるべきことは、必要性及び相当性を否定しようがないといえる。セミナーについては、意思決定がないという点については請求人のいう「会議」とは異なるということになるが、複数人が会合し情報が団員間で流通するという点で共通しており、また、セミナーが研修のための会合であったとしても、一方的な情報伝達に止まらず、伝達された情報に対する質疑が行われて、その質疑により新たな問題の共有がなされ、消防団としての次の意思決定に結びつくことがありうるのである。団員であればこのような情報交換の場に参加すべきことは不可避であるのに、それに対する報酬がないということは無償で徴用されているに等しいこととなる。このような場を消防団の活動として設けることは、もとより消防団活動の維持運営のための必要性は明らかであるとともに、条文上の「会議」に当てはめることも相当というべきである。

したがって、形式的に「会議」と銘打たれた会合でなかったとしても、

請求人が問題提起したセミナーは消防団員条例第 12 条第 8 項の「会議」として取り扱うに差し支えなく、また、セミナーの内容も不適正なものではないのであるから、会合の実態としても出動報酬を支出することに違法はないものと認められる。

#### 5 消防団規程第 4 条及び同規程第 6 条について

同規程第 4 条の「会議」は、本部会、分団長会の開催回数、開催月等について規定しており、同規程第 6 条の「訓練」も本部会で実施する訓練等について規定しているものであるため、そもそも消防団員条例第 12 条第 8 項の「会議」及び「訓練」について説明をしているものではない。

以上のことから、消防団員がセミナーに参加し、それに伴う出動報酬を支払った行為は正当な支出であると認められる。よって、請求人の主張する違法な公金支出にはあたらないことから、財務会計上の行為により市が損害を被っているとはいえず、措置の必要はないものと判断する。

#### 第 5 監査の結論

本件請求については、違法な支出は認められず棄却とする。